

産業建設常任委員会記録

令和2年2月7日

【開催日】 令和元2年2月7日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時35分

【出席委員】

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 中村博行 | 副委員長 | 藤岡修美 |
| 委員 | 岡山明 | 委員 | 高松秀樹 |
| 委員 | 恒松恵子 | 委員 | 森山喜久 |
| 委員 | 宮本政志 | | |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 議長 | 小野泰 | 副議長 | 矢田松夫 |
|----|-----|-----|------|

【執行部出席者】

| | | | |
|------------------|------|---------------|------|
| 副市長 | 古川博三 | 経済部長 | 河口修司 |
| 経済部次長兼農 林水産課長 | 深井篤 | 農林水産課農林 係長 | 平健太郎 |
| 農林水産課参与 | 多田敏明 | 農林水産課参与 | 高橋敏明 |

【事務局出席者】

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 局長 | 沼口宏 | 書記 | 光永直樹 |
|----|-----|----|------|

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午前10時 開会

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を始めます。本日は地方卸売市場についてということですが、その前に先日陳情書がありまして議運のほうに、私と副委員長の藤岡さんが出席しまして、内容について意見を聞きたいということで出席しました。そこ

でこの陳情書、皆さんお読みと思いますがこれは議運のほうで判断されて緊急性があると。所管が産業建設であると言われまして、それは快くといいますか、当然ながら受けました。当然産業建設としましても、この案件につきましては常に均一性を持って真摯に対応してきたつもりでありますので、それは何も言うことはなかったんですが、この陳情者が言っているのは、よく主文等を見てもと議会在問われている問題、要するに内容が執行部が議会在軽視と思われるような対応をしてきているという内容でしたので、これについては再度、私のほうから議長のほうにこの問題はもう1回、本来の趣旨文の内容をしっかりと把握した中で判断いただけるように申し述べようというふうに考えております。これについて皆さんの意見をお聞きしたいと思ひます。

高松秀樹委員 確認ですけど、この陳情書については議長が議運に諮問しまして議運としては産業建設だということで所管委員会決めて送付されて今ここにありわけですけど、内容を見てもと、二つの委員会に関わることだということで、産建としてはこの理由に書かれている部分の事実確認等をしてその後、議運に再送付することを議長に取り計らいを願うという取り扱ひでよろしいんですよ。

中村博行委員長 そういうふうにしりたいと思ひます。当初、本来主文を見たときに産建は余り関係ないのかなという感じを受けておりましたが、しかし理由等々の中には当然、産建に係るということで、出席をしました。ですから先ほど言ひましたように、今、高松委員がおっしゃったようにそういうふうには産建から議長のほうに申し出て再審査といひますか、そういう形に対して何かあれば。

宮本政志委員 一応、委員長のほうからこの度のこの議運の流れでしっかりとすり合わせをきちっとしていただき、この主文に関しても、今、高松委員が言われたように産建に絡む部分もあると思ひますよ。でも主体はやはり議会在ということでしたので、その辺りは今後きっちり、議

長と委員長と議運の委員長と打ち合わせしていただくように要望いたします。

中村博行委員長 そうしたら陳情についてはそういうふうにさせていただきますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて議会基本条例にありますように産建としては請願と同等の扱いをしたいということを以前から申しておりますので、これについて参考人の方をお呼びして趣旨等をしっかりお聞きしたいと思いますが、参考人をお呼びするということについてお諮りをいたします。日程ですが、御希望もあるようですので陳情人の方から出席者を申し上げますと塩原薫さん、下瀬俊夫さん、樋口晋也さん、石井勇さん、岩本信子さん、この5名をお呼びしようと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 今何人か言われたんですが陳情の参考人代表はここにあるように、塩原さんが代表ということでよろしいですか。

中村博行委員長 陳情書のお名前どおりで私はそういうふうに判断をしております。では5名をお呼びしたいと思いますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はないということですので、そのようにしたいと思います。日程については、頂いた幾つかの日程の中で皆さんと調整した中で2月18日、午前9時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議はありませんのでそのようにしたいと思います。では陳情書についてはこれで終わります。それでは、市場についての内容に入りますので、5分休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時10分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。それではま

ず卸売市場について先日、執行部も広島税理士のほうに行かれたということですので、この検査報告書についてまず説明を求めます。

河口経済部長 おはようございます。河口でございます。それでは先日、検査報告書が12月20日付け、12月24日受付けで桑原税理士事務所のほうから届きましたので、その本文を読み上げながら、説明をさせていただきます。御手元に資料として配付しております。よろしく願いいたします。平成30年度、小野田中央青果株式会社並びに株式会社小野田青果販売の財務検査依頼を受け、監査を行うため中央青果、青果販売に対し営利企業の商売の根幹を成す売上げ、仕入れ勘定の精査、分析を依頼した結果、売掛台帳、買掛台帳と総勘定元帳の売上、仕入勘定の合計額に相当な開差が認められた。基本的に中央青果、青果販売とも掛売上、掛仕入取引が主体であると判断されるため、総勘定元帳と各台帳の合計額に開差が生じる可能性は著しく低いと判断される場所であるが、中央青果の売掛台帳では法人売上げ1億2,260万9,384円、個人売上げ4,086万0,043円、合計額1億6,346万9,427円①となっているが、中央青果の決算書上の商品売上げは1億8,992万9,859円②であり、2,646万432円⑥の開差が生じている。この売上台帳には、青果販売に対する売上げ2,004万530円③が算入されているが、総勘定上の青果販売に対する売上げは6,815万7,000円、655円④であり4,811万7,125円の開差が生じている。総勘定の青果販売に対する売上げ④が正しいとすれば①－③＋④の2億1,158万6,552円、⑤が中央青果の正当な売上金額となり⑤－②の2,165万6,693円の売上げが除外されていると認定されることになり、また、③が正しいとすれば⑥の2,646万432円が過大に売上げ計上されていることになる。なお、いずれにしても現状では正当な売上金額を把握することは非常に困難であり、法人としての体を成しておらず、決算内容の精査、監査は実施できない。また商品仕入れも同様に買掛台帳では1億8,934万5,730円の仕入れが認められるが、決算上の商品仕入高は1億8,111万7,2

69円であり822万8,461年の開差が認められる。これらのことから前代表者及び経理責任者に対し、経理処理の具体的方法、内容について十分な聴取が必要であり、その結果により監査方針を決定し監査を行っていく必要があると認められる。ということで報告を受けました。この内容につきまして実際直接、桑原税理士の方に伺いまして説明を受けました。報告をさせていただこうと思っています。売掛台帳と買掛台帳と総勘定元帳の数字からこのような開差が生じ、数字が合わないということはあり得ないことであるということと言われました。台帳が正しいとすれば総勘定元帳の数字が作られた数字からなっている可能性もある。この台帳を元帳から見ると数字がぐちゃぐちゃであるというふうなことを言われました。この中で諸口で2件、3件と書かれておりまして、相手が帳簿上特定できないものがある。売上げと仕入れの数字が合わないということから、売上げと仕入れのどちらかの数字が正しいかによって、売上げを除外しているということか、売上げを過大に挙げているかの2とおりの考え方ができると。どちらにしてもありえないことであると。これらの数字が合わないことから考えられることの説明を受けました。結果といたしましてこれらを解明するに当たっては、まずは平成30年度の仕切りから全部見直しをかけることであると。これをやることで前代表取締役の経営責任の部分を問える可能性もあるということでありました。この見直しの方法についてはアドバイスもそのとき頂きましたし、今後分からないこともアドバイスを頂けることになっております。相当の時間が要するであろうというふうに言われました。この見直しについても取り組んでまいりたいというふうに思っております。説明がなかなか難しいところがございます、結果としては中身がはっきりしないということで今後、この調査をしていくことによって明らかになるということの報告でございます。

中村博行委員長 説明は終わりました。この内容のとおりではあると思いますが、これについて委員の皆さんのほうから質疑を求めます。

森山喜久委員 検査報告書なんですけれど鑑文と資料とかがあると思うんですが、実際、何ページの資料があった状況なのか。報告書は全部で結局何ページだったのか。それを教えてもらってよろしいでしょうか。

河口経済部長 この2ページ、これだけでございます。

森山喜久委員 ホッチキスで留められた跡はあって、後ろに資料があったのかなと思ったので、それで問い合わせしたんですけどこの2枚ということでよろしいでしょうか。

藤岡修美副委員長 検査報告書の日付が令和元年の12月20日、先ほど12月24日の受付ということだったんですけど、今日まで報告書を議会に示すのが遅れた理由は。

河口経済部長 前回の委員会の際に20日に報告がありました。24日付けで受け付けましたということで、報告をさせていただいたと思います。ただ、内容につきましては、先ほど申し上げましたように、私らもこの内容では何が書いてあるか聞いてみないと分からないということで、前回の委員会の際にも桑原税理士にお話を伺った後で報告をさせていただくということでは言わせていただいたと思っています。それが1月末までが一応、業務委託の期間であったということで、当然この日までには報告、結果が分かるということで、話が出てくるということなので、できるだけ早い時期にということで委員会の時期を合わせていただいたので、この時期になったということになります。

恒松恵子委員 取りあえず平成30年度の調査からということで、仕切りを見るとおっしゃいましたが、中央青果のどなたがどのような形で仕切りを一つずつチェックしていかれるんでしょうか。また期限は切ってされるんですか。

河口経済部長 基本的に桑原税理士とお話しした中では、なかなか会社のほうでは難しいのではないかとということがございまして、これについては農林水産課のほうも協力しながらやっていくしかないというふうに思っておるところでございます。期間については先生とのお話の中では、時間も掛かるであろうということで、本当は5年間分とかをしていけないといけないということがございます。取りあえずまず平成30年度をやってみて、その結果としてどういうふうな状況が見えるかというのをやったほうがいいであろうということがありました。5年間分をやれば1年掛かるだろうと先生からは言われております。

高松秀樹委員 これ、そもそも桑原税理士事務所に依頼されたのがいつやったのですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 契約締結日が令和元年7月17日でございます。

高松秀樹委員 7月17日に依頼して12月22日にこの2枚の紙が出てきたということなんですけど、まずこれ何でこんなに時間が掛かって、こういう結果になっているんですか。この質問はさっき部長が言われた今からいろいろ調査をしますというのとリンクするんですけど、まず、なぜこんなに時間が掛かったのかということなんですけど、売上台帳と元帳を調べるんだったらそんなに掛かないんですよ。ちゃんとしておれば。そこをまず教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず桑原先生から、契約をした後に「売掛台帳と買掛台帳を見せてほしい」と言われました。これを会社で全部、プリントアウトしたわけですがけれども、この量が10センチ幅のファイルに3冊分ぐらいありまして、それを出すのにかなり時間を要したところがまず一つございます。それを桑原先生に送った後でまとめてくればよかつたんでしょうけども、そのまま送ってしまいましたので桑原先生か

らこれをエクセルにしてもらえないかという依頼がありました。システムの中で、簡単にエクセルに落とせるかなと思ったんですけども、それができませんでしたので、手作業でエクセルに落とすという作業をいたしました。これも2週間ぐらい掛かりまして終わったのが12月の初めぐらいまで掛かったというふうに記憶をしておるところでございます。それでその作業に相当の時間が掛かりまして決算報告書がこの時期になったということでございます。

高松秀樹委員 これは平成30年度小野田中央青果株式会社並びに株式会社小野田青果販売の決算に掛かることだというふうに思いますが、そもそも両社の決算書はどなたが作られたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 決算書を作ったのは畑税理士事務所でございます。

高松秀樹委員 それは分かっていますよ。そうじゃなくて前社長が作ったんですか、それとも現社長が作ったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成30年度の決算につきましては前代取にお願いをいたしました。

高松秀樹委員 これは前社長が作って6月の総会に現社長が提案をしたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

高松秀樹委員 その総会の議事録を見ると、株主の1名の方が青果販売の決算がいわゆるあやふやであると。だから中央青果の決算認められないということを申しておりますよね。そのとおりのことがこの検査報告書に書いてあるんです。深井社長はそれを無視して決算を承認させたとい

うふうに理解しておるんですが、その辺の深井社長の責任はどのようなふうにお考えですか。つまりあのときに精査しておればまだ早い時期に分かっていたはずなんですよ。今になってこういうことになっていて、結果は一緒だったんですよ。株主の言うとおりの結果になっておると僕は理解しておるんですよね。そこはどのようなふうにお考えですか。あのときは深井次長が社長として総会を仕切ってらっしゃったというふうに記憶しています。

中村博行委員長 あの時点でどのようなふうにお考えだったかということにもなるかと思いますが。

深井経済部次長兼農林水産課長 あの時点では青果販売の株主総会は開いていないと最初に申し上げまして、後で畑税理士さんに内容を説明してもらって他の取締役にもそれは報告をして見直しをさせていただいたところではありますけれども、そのときには私のほうも青果販売の数字、畑先生から説明を受けた中ではこれは間違いないというふうな判断をしておったところです。

高松秀樹委員 6月の総会の議事録を読んでもとてもそうは思われないうような状況ですが、今、深井次長が要はこの決算について畑税理士が正当だと判断したので正当だという話になりますけど、それでよろしいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 畑先生も前代取が提出した資料に基づいて決算書という形にされましたのでそれは間違いないというふうに私のほうもそういう認識をしております。

高松秀樹委員 この検査報告書を読んでも法人としてのうんぬんとありますよね。決算内容の監査が実施できないと。さらに前代表者及び経理責任者、決算書作成税理士に対して十分が聴取が必要であり、こういう書

き方がしてあるんですよ。非常に重大な話だと思うんですよ。6月のことを言ってもしょうがない部分あるんですけど、深井次長が代表取締役社長だったと思うんですよ。つまり全責任がある社長においてこういう決算を承認させたという責任は重大だと思います。ここで責任追及をするつもりはないんですが、このときにしっかり株主の意見を聞いて青果販売の決算及びそれに関連した中央青果の決算をしっかりあのときしておれば。もちろんいろんなことがあったと思いますよ。今この状況はないんだというふうに思っています。その時点ではもちろん深井次長はこういうことになると思っていなかったということではないですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 私もこのようになるという認識はございませんでした。

高松秀樹委員 それは社長としては全く評価できないんですよ。こんなもの誰が見てもおかしいって分かるんですよ。つまり社長は一切見てなかったのか、知って知らぬふりしたのかという話になりますけど、その後、深井次長は社長就任されて誠に何ていうか、かわいそうという言い方は失礼ですけど、そういう気はするんですけど、やっぱり引き受けられた以上は会社の社長なので、そこはしっかりやっていく必要が僕はあったと思っています。今も思っているんですけど、この先社長としてどういう責任を取られるんですか。深井次長、ここに書いてあるのは元帳の売上げが正しいとすれば、つまり2,100万円の売上げが除外されておる。または2,600万円が過大に売上計上されておるって。これ非常に問題がありませんか。いろんな法律を含めて税法上も非常に問題だと思うんですよ。それを6月の総会でこの平成30年度決算については総会で通しているんですよ。もちろん、あなただけじゃなくて、ほかの取締役にも責任があると思いますよ。その責任の延長上が今のこの委員会になっているはずなんです。さらに部長が今後、桑原税理士と相談して見直しうんぬんと言われましたが、執行サイドはどうやって、見直しの方法というのは何なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 見直す方法につきましては、畑税理士さんのほうから御教示をいただいてそれに基づいて進めていきたいと思っております。

高松秀樹委員 本当にそう思っていますか。税理士の話は置いてこの桑原税理士事務所が調査、検査できなかつたんですよ。あなたたちができますか。できないでしょ。できるならもう既にやっているはずなんですよ。それは手詰まりじゃないですか。我々も実は手詰まりになってきているんですけど。これできると確信しておられますか、部長。

河口経済部長 先ほど申し上げました税理士につきましては台帳関係を今回見ていただいたということでございますので、桑原税理士のほうからも伝票をめぐっていきながら、合わせていくしかないということをしていただきましたので、その辺を対応させていただく。もう1個ずつを見ていくというやり方をしないとできませんよということはお話を伺っていますので、そういう対応をしていくと。それには時間が掛かるということはあると思っています。

高松秀樹委員 想像で申しわけないんですが、伝票が存在していますか。

河口経済部長 今確認しておるところではあるということでございます。

高松秀樹委員 分かりにくい説明ですよね。確認しているところではあるっていうのは、確認しないところはないかもしれないという話になるので。委員長この問題はいつからやっていますか。

中村博行委員長 平成29年の6月に端を発しています。

高松秀樹委員 そうなんですよ。今になってそういう話をされても、なかなか信じられない部分があります。今回のこの部分は一般質問等と言われて

いたものとはちょっと違う話なんですよ。なぜかっていうとこれはあくまでも売上げと仕入れを調査しましたという話なんですよね。売上げ、仕入れが今回のいわゆる市場問題って言われる全てじゃないんですよ。これは氷山の一角の話なんですよね。今、部長はこの売上げ、仕入れについては調査していくという話なんですけど、そうじゃないこともあるんです。そうじゃないことも一般質問等でいろいろ言われているんですよ。今日は検査報告に対しての質疑なのでそういうことは言いませんけど、このままではなかなかできない、それがこの最後の結論だというふうに僕は思っておるんですけど、その辺はしっかり判断できますか。

河口経済部長 この件についてはこの報告書、決算書に係るものでございますので、そこについては当然していくという考えを持っておりますので、それ以外にもいろんな課題もございます。その辺は今いろんなところでお話を伺いながらクリアしていくところはクリアしながら、前に進んでいくというふうに思っておるところでございます。

中村博行委員長 答弁はそういうふうにこれからというように感じて言われていますが、執行部そのものが市場について内情をしっかりと把握していない中でいろんな答弁をされていたということから誤った答弁になったり、ややもするとうそという表現を市民の皆さんはされていますけども、そういうところが顕著に表れているんじゃないかというふうな気がしておりますが、時間を掛けて一步ずつ調べていくという御答弁ではあるのかと思いますが、本当にできるのかという指摘ありましたが、あくまでやらざるを得ないという答弁だというふうには感じますが、全般的に検査報告書のみについて審査をしています。今後の方向性というのがなかなか確定的なものが得られない状況ではあるかと思うんですが。

岡山明委員 この報告書が出ているんですけど、その前に状況を報告書が出るいきさつです。最初に3月の19日の委員会で20日に取締役会をやる。そういう状況の中で外部からの報告という、中央青果のほうに報告

書が届いたと、3月19日の委員会で深井次長から話を聞いているんですよ。そういう状況の中で5月の次の委員会の話のときには、そういう回答が出ているのが明らかに不正と思われるような恣意的な行為は認められなかったという話もされているんですよね。ずっと空いて12月22日に検査報告書という深井次長が恣意的行為は認められなかったという話をされておる状況の中で、この報告書が出てきたっていうことが私どもはどうなんだと思うんですが、検査報告書がどういう形でこれが出てきたかという、いきさつを教えてくださいたいんです。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月の時点での報告というのは平成29年度の決算に係るものでございます。今回の12月に出てきた報告書は平成30年度の決算に係るものでございます。平成29年度決算については私が申しましたように、恣意的行為は認められなかったということでございますが、平成30年度の決算においてはこのような内容が出てきたということでございます。

岡山明委員 平成29年度の報告書に関してはこういう報告が入ってないんですか。どういう形の報告書が入っているんですか。平成30年度と同じよう報告書が入ってきているんじゃないんですか。平成30年の報告書は2枚ですよ。これだけという状況で、平成29年度の報告書はどういう内容の下でグレーというように捉えたんですか。解釈された報告書っていうのはどういう内容があったんですか。

中村博行委員長 平成29年度の最初のときの資料は持ってないんですか。

岡山明委員 広島は桑原税理士のほうからの報告書です。平成30年度でこの2枚の報告書しか出てないんだから、平成29年度の報告書でも出ていないんじゃないですか。平成29年度と30年度で違うということになるとおかしいでしょう。同じ趣旨で出てこないとおかしいでしょう。市場の流れが変わるわけではないんだから。その状況が余りにも違いすぎて

いるでしょう。差異が完璧に出されるという状況だけど、平成29年度のは出てないですね。これだけ完璧に数字的に出ているっていうのは今回、平成30年度の決算の報告書で初めてそういう数値的な部分が出ています。前回のは出てない。なぜこの平成30年度で数字の違いが出てきたのか。平成29年のときに数字が平成30年度と同じような数字が出て、おかしいことはないんじゃないですか。何でそういう違いが出ているんですか。平成30年度は数字が出ておかしいというそういうコメントがちゃんと書かれている。その辺はどうなんですか。なぜここまで平成30年度の報告書で具体的に出て、平成29年度に出てないんですか。

中村博行委員長 要求したものが違うのか、こちらが出した提出資料がそういう類のものと違ったのかというところだと思うんですが。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成29年度のものにつきましては今回、税理士の先生にお送りいたしました。売掛台帳、買掛台帳を平成29年度にはをお見せしておりませんでした。桑原先生がこちらのほうから送った総勘定元帳等、そういったものを見られて、その上でこちらのほうに來られて、前代取から直接聞き取りをされた上での報告書でございます。今回のものにつきましてはここに書いてありますように売掛台帳、買掛台帳を求められて、それをお送りしております。ですから平成29年度の資料と平成30年度の資料というのが違いますので、報告の書き方、内容も違ったものになっているということだと思います。

高松秀樹委員 今回のこの検査報告書というか検査を依頼しているんですけど、これを見ると財務検査依頼を受けてとありますが、これはそもそもどういう理由で依頼をされたんですか。もう少し分かりやすく言いますと、先ほど部長はこの依頼を受けて調査していくと言いましたよね。自分たちで調査できるなら依頼する必要はなかったじゃないですか。

河口経済部長 平成29年度の決算を平成29年度に関するもの、今回は平成30年度ということで出したものも違うということもありますが、基本的には売上げ、仕入れ、当初これを依頼するときには、今後どういうふうにしていけば立て直せるかということも含めた回答が頂ければ、一番いいというふうには思っておったんですが、それ以前の問題だということでありましたので、今回これを出すことによって売上げの伝票の処理の仕方というんですか、その辺も今回はっきり分かったので、前は何を調べたらいいのかっていうのも私たちも分からなかった部分もあるんですけども、今回、桑原先生にお願いしたことによって、こういうふうな調べ方をしていくことで、かなり明らかになるものも当然出てきますということでお話がありましたので、これは今月やっつけていかないといけないというふうに思っておるところでございます。

高松秀樹委員 ここに書いてあるのは売上げと仕入れを調べたって書いてあるんですよ。売上げと仕入れってすぐ調べられるじゃないですか。時間的には掛かるかもしれませんが、何でプロに頼む必要があるんですか。つまりあなたたちがプロに頼んだってのはそれ以外の理由があったからプロに頼んだのではないんですかっていう話です。先ほど岡山委員が言われましたように議会でもグレーな部分があるんじゃないかという話がありましたよね。そういうことも含めて調査依頼をされたんじゃないかなっていう気がしたんですけども、そこはどうですか。

河口経済部長 先ほど言いましたように、立て直しと申しますか、どういうふうなことをすれば、立ち直れるかということも含めて、ただ今言われたようにグレーと言いますか、何か調べてもらうことによって、こういうところがおかしいことがありますよということも出していただくように考えておりますが、それが今回は大ざっぱなものでこういうことが考えられるとか、それは調査をしていかないと明らかにはならないという回答があったので、今後それを追及していかないといけないのではないかとこのように思っております。それによって、結果がどっちになるかと

ということになると思います。

高松秀樹委員 そんなものは頼まなくても分かるじゃないですか。売上げ、仕入れをちゃんと調べないといけないというのは、わざわざこの指摘はされなくても分かる話なんですよ。我々はこの検査報告書はこういう形ではなくてももう少し内部に切り込んだものが出ると思っていたんですよ。ところがこれを見ると、帳簿が全然そろってないですよ。だから合いませんよっていう話じゃないですか。こんなことは中央青果の中でもできた話だと思うんですよ。市がやるかどうか別にして中央青果の中で、社長筆頭にして財務をきちんとやりましょうと。会計処理をきちんとしましょうって、当たり前の話なんですよ。普通の会社で。何でそれを深井社長ができなくて、わざわざ市に依頼をするような文書を出して、市の予算でこれを依頼して、結果このような形で出てきて、さらにその何が分かったかというのは分かりませんから市が更にやりますっていうような話になっているんですよ。そうなる跟我々もこれは非常に困ったなっていう気は僕はしておるんですけど、どうですかって言われてもどうもなりませんよね。回答はようされないと思いますけど。まあいいです。

岡山明委員 文書の中に基本的に中央青果と青果販売とも掛売、掛仕入取引が主体であると判断されるため、各台帳の合計額に開差が生じる可能性は著しく低いという判断をされるという表現されているんですけど、可能性が著しく低いと判断されるという表現をどういう解釈すればいいかお聞きしたいんですけどね。

河口経済部長 この文章は中央青果と青果販売の売上げ、仕入れの取引ができておれば、このような開差が生じることはないんじゃないかと、ただ開差が生じているのはおかしいということをお願い文章だというふうに思います。

岡山明委員 総勘定元帳は関係なくて、売上げと仕入れの台帳が金銭的に合う

のではないかという表現だと受けとったんですが、どういう状況ですか。

高松秀樹委員 岡山委員、これは掛売りと掛仕入れでしょ。それで今、総勘定元帳との関係を言われましたでしょう。これ数字なんですよ。悪い言い方をすればどっちでもごまかせるんですよ。何でこういうふうに書いてあるかっていうのは、つまり現金が少ないんですよと、現金仕入、現金売上が少ないから。両方掛けなんで差は生じないと。会計上で誤差が生じることはあるんですよ。しかし2,000万円以上あるですよ。だからこれは誤差ではないですよと書き方がしてあるんですよ。だからどっちが正しいか分かんないよって書いてあります。悪い言い方をすれば何とでもできる世界なんですよ。それがああるんじゃないかって書かれているんですよ。証拠はないんですけど。

中村博行委員長 要はそこはもう主体であるために総勘と各台帳の合計に開差が生じることは低いはずなんだけど、これだけの開差が生じているということなんですよ。

森山喜久委員 先ほどの話もあって要は去年の3月20日ですかね、中央青果の取締役の中に平成29年度の監査報告の最終が上がってきたと。その中で青果販売でいえば総勘定元帳が不在だと。法人としては、法人組織として根本から問題であるというふうな形の指摘があったわけですよ。顧問税理士からいえば総勘定元帳はある。でも前代取というほうではないというふうな話の部分もあったと思うんですけどそれ、そういったことも含めて要は前代取と顧問税理士に対して、その聞き取りをした結果、結局今回の経理状況であったということなんですか。それで結果、検査報告書が出てきたということによろしいんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 今回の報告書を作成していただくに当たりましては桑原先生は聞き取りはされておられないと思います。こちらのほうには何の連絡もありませんでした。ですので、こちらのほうからお送

りいたしました資料だけを見られてこの報告書を作られたというふうに思います。

森山喜久委員 質問の仕方がまずかったかもしれませんが、前回の監査報告書を受けて要は市として行政としてそれぞれの前代取とか税理士事務所のほうにきちんと聞き取りをしていたのかどうか。それをきちんとして平成30年度の決算を作ったんじゃないんですか。それをまずは確認させてください。

中村博行委員長 要するに前回のときの決算の状況をしっかり踏襲した中でこの決算検査報告になったのかっていうこと。

多田農林水産課参与 委員御指摘のとおり、平成29年度の段階で、前代取が求められた資料について、ある、ないということを明確にした中での、平成29年度は中央青果が桑原税理士に依頼をしたものでございます。そのときのやりとりの中で平成29年度の報告書の中に森山委員御指摘のような案件がありました。平成30年度決算につきましては、7月10日でしたか、中央青果のから一緒になって精査を掛けることに協力をいただけないかという公文をいただいたことによって、開設者の立場、それと株主という立場、どちらでもいいですけども、市として、精査を掛けることについて協力しようということになったわけでございます。平成29年度の反省点を踏まえて、総勘定元帳、それから買掛、売掛台帳等々、求められるものを桑原税理士のほうに出して精査していただいた。伝票については桑原先生は伝票をめくって、それをやっておられたわけではないんですが、平成29年度の場合と、平成30年の場合は平成29年度の御指摘のことを当初した中で、平成30年度の決算に臨んでいただいたと理解しております。

森山喜久委員 再度確認なんですけど、平成29年度の決算の関係でその監査報告が上がって、それを前代取とか顧問税理士事務所はその内容を踏ま

えて中央青果なり青果販売なりの元帳があるないという形の分も含めて気を付けなきゃいけないと、そういったところを含めて決算を打って平成30年度の決算資料を作られたんじゃないかなというふうに思っているんです。その中でこれだけの開差があったということなんでしょうか。

河口経済部長経済部長 それを踏まえた上で出た結果として、これが出たと。ただ一つには平成30年度は青果販売の数字がどういうふうに、行ったり来たりしている部分がありますので、その辺も原因であろうというふうには想像するんですけども、それを明らかにしないといけんないのかなというふうに思っているところがございます。

森山喜久委員 その明らかにするっていう話の部分でいえば、私のほうなんかも今まで一般質問のほうでも、県を含めて監査をしたらいいじゃないですかという話の部分をさせてもらって、そこで県が監査入ったところは1週間で終わっていますよという話をさせてもらいました。指摘もしております。その中で先ほどあった部分で言えば農林水産課が協力してやっていくと。それでやるのは、1年掛かるというふうな答弁があったというところできちんとやれば1週間も掛からないところを1年も掛かるという答弁があったというのはどういうことか説明してもらえますか。

河口経済部長 1年というのは5か年分をやるということですので、これは例えば、税理士からの話ですが税務署の関係も言われるところがあるんですけど、それも大変な時間が掛かるんじゃないかというふうに、税理士さんのほうからお話は伺っておりますので、私たちがやるのも同じような時間が掛かるであろうというふうなことで話を伺っております。これは実際やってみないと分からないところはございますが、一応そういう御意見があったので報告させていただきます。

森山喜久委員 平成29年度の件数、またその報告を受けたときもそうなんですけど、12月24日に検査報告書を受けたというふうな話があったん

ですけれど、結局これを受けて前代取と顧問税理士に聞き取りとか、そういったものはどういうふうになっているのでしょうか。

多田農林水産課参与 前代取については連絡がつきません。連絡して折り返しの電話等々を待つんですけども、そういう状況でした。畑税理士さんにつきましては、私と平係長とでこの案件について数字についてのチェックをお願いしております。ただ、畑先生のほうも桑原先生がおっしゃったような、伝票をめくらないと分からないんだから、こんな時期にという回答を頂いたのが事実でございます。したがって桑原、畑という税理士2人に対して同じ案件を投げ掛けた中で数字の根拠、ないしはこの数字の持つておる意味、またそれによって判明することについては、伝票を全部めくっていかないと分からないよというのが共通した御教示であったと受け止めております。したがって、先ほどから河口経済部長部長が申し上げておりますように、これはこの報告書に対して真摯に向き合うためには、先ほど県の監査という言葉も委員から出ておりましたけどもそのことについても、前回の県の監査の受けたもの、また報告書の中身等々も見ながらただ、今私どもに税理士から突き詰められておるのはしっかり会社の中の伝票を全部、仕切伝票を初めから全部見なさいと。でないと私らも分からないというのは桑原、畑税理士からお話を聞きました。したがって、そのこと自体で仕切伝票から見直さんと分からないんだなというのがやっと分かったと。大変不勉強で申し訳ないんですけども、この結果に対してはそういう対応をしていかざるを得んと考えております。

森山喜久委員 税理士事務所のほうが分かったんですけど、前代取のほうは要は電話連絡しかしてないということによろしいでしょうか。

河口経済部長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 例えば訪問するなり、取締役として、中央青果の代表として取

締役会の開催についてという開催文書とか聞き取りをしたいというふうな文書、それを中央青果とか市として、これ重要な案件ですよ、その分で電話してつながりませんでしたという話じゃなくて、きちんと文書を出して本日はとあるところで働いているというふうな情報も聞いていますけれど、そういった働いている場所に行くなり、接触する機会というのがあると思うんです。今まで捉えているかどうか。そうでなければ今後どうするのかっていうところを教えてもらっていいでしょうか。

中村博行委員長　まず前代取の今の立場とってというのが以前聞いていたのは代表が辞められたけども取締役では残っているというようなお話を聞いたんですけども、現在、彼はどういう立場にあるのか。そこを教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長　現在、登記上は取締役でございますが御本人から口頭ではございますけれども、取締役を辞退したいという申出がございました。これについて弁護士とも相談をいたしました。口頭ではあっても申出があれば、それが有効ですよということでございます。ただ先ほど申しましたようにまだ取締役というところで登記にはなっております。

中村博行委員長　連絡の取り方について森山委員が言われたような、今後どうされるのかということについて、ある程度、事情を聞かないといけない部分があるかと思えますけれども、その対応について、質問が出ていますので回答をお願いします。

河口経済部長　以前は連絡したら来ていただいたりしてお話をする機会も私も1回ぐらいありましたけれども、それ以降、連絡については電話連絡をすることによって応答がないということもありました。今の御質問ですけれどもそれ以上のことは今はしておりません。今後はしなければいけなければ、お伺いする、文書を送る等考えていきたいと思っております。

岡山明委員　また確認させていただくんですけど売掛、仕切伝票をもう1回見直しを掛けるという話なんですけど、伝票の保管というか調査するのにどのくらいの保管期間があるんですか。5年前、10年前の伝票があるということでもいいですか。処分されていたら話にならない状況なんですけど、5年、10年前の伝票は全部あるということですね。

中村博行委員長　法的な保存期間というのは決まっているんじゃない。

深井経済部次長兼農林水産課長　創業当初からの多分ないとは思いますが、記憶が定かではないんですけども、会社法の中で保存年限が定められておりますので、それが10年ぐらいだったんじゃないかなと記憶しているところがございますので、最低でもそのぐらいの資料は、会社の中には残っているだろうと思います。

中村博行委員長　平成30年度を全部精査された中で、あと5年前ぐらいからということでその資料は残っているということですよ。

岡山明委員　もう一つ、中央青果の預貯金ですね。この預貯金の残高が伝票と見ると分からないという状況ということで、通帳の金額というのはこれはでたらめということなんですかね。こういう伝票関係があやふやということは預金通帳の中身もあやふやということでもありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長　通帳につきましてはどこから入ってきたのか、またどこに支払ったのかが明確になっておりますので、通帳の金額があやふやということは私はないと思います。

中村博行委員長　要は、例えば平成30年度決算の期末の帳面上の残と通帳が数字は合っているということですよ。だから分かりにくい部分があったと。

河口経済部長 桑原先生のところには通帳等の写しとかは出しておりませんので、その調整はしてないです。売上げと入ってくるお金っていうのはいろいろあるので、売上げが上がったから調定を立てるわけじゃないのでということでございます。

高松秀樹委員 通帳は税理士さんが見てないんですね。総勘定元帳にはこういう預金だとか現金だとかってあるんですよ。それと通帳が基本的に合うことが大原則なんです。元帳は会計ソフトですか。それとも紙ベースですか。そこで幾らでも書き換えられるんですよ。その正当性を担保するのはそのほかのもので、よく監査報告で言っているでしょう。通帳伝票その他を監査した結果どうのこうのと言ってでしょう。総勘定元帳だけでは駄目なんです。幾らでも書き換えられるんです。パソコンでも何でも。検査をしたかっていうふうに岡山委員も言われていたんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 今、部長が税理士は通帳を見ていないというふうには申しましたけれども、通帳の写しは送っておりますので、当座につきましても、毎月銀行のほうから当座照合表というものが送られてまいりますので、これも税理士さんのほうに資料として送っております。ですから税理士もその通帳関係については確認はされているはずですよ。

高松秀樹委員 掛売上げ、掛仕入れって、現金でやっているんですか。違うでしょ。振込みでしょう。振込みなら通帳に全部記入されているんですよ。記入されているものが桑原さんのところにいったら確認できているはずですよ。つまり通知を送ってないと僕は考えるんです。通知を送ったらお金の後追いが全部できるんです。送りましたか、本当に。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、当座の照合表、これは1か月の間どこから幾ら入ってどこに幾ら支払ったというのが、全部書いてあるものでございますけれども、これは送っております。それと毎日、銀行の当座に関してファクスで送られてくる資料、これも桑原

先生には送っております。

高松秀樹委員 当座のものを送ったと言いましたけど、要はお金が何の通帳で、今の話では一つじゃないですよ、何個か通帳があるんでしょ。知りませんが普通預金もあったり、何かこれ資料見るといろいろありますよ。山銀小野田支店当座、小野田支店普通、宇部支店普通、北九州銀行普通、J A 山口普通、山口県信用組合普通、これだけあってこれ全部出されましたか。

深井経済部次長兼農林水産課長 商取引に係るもの全て当座預金で行っております。普通預金に関しましては、一般管理費、こちらのほうの関係で持っておるところでございますので、当座預金しか送っていないかもしれないです。どういう資料を送ったかという一覧表が手元にないものですからはっきりとは申し上げられませんが、当座は送ったのは間違いございません。

高松秀樹委員 間違いございませんって話ですけどここに書かれているのは、結論からすると前代表者及び経理責任者、税理士を含むに対して十分な調査聴取をなさいと書いてあるんです。今、執行部に聞いてももちろんよく分からないんで、このまま続けても延々と時間が掛かって何も基本的には解明はされません。解明するためには、今執行部は調査をしていくということですが、我々、議会としてどうしていくのかっていうのはここでしっかりは決めておく必要があるというふうに思います。

中村博行委員長 今そういった意見が出ましたが、監査報告書を一見してもうどうしようもないなということと、相当、精査するには時間掛かるなということだけは大体認識できるわけですが、そういった面で今日、この監査報告書については、結論がほとんど出ていると言いますか、今日の段階で執行部のほうからは地道に調べてということとそれなりの時間が掛かるということであろうかというふうに思います。その都度、やはり

報告を頂くということがまた大事になろうかと思えます。進捗の状況について先ほど言われましたように、どこまでやるかということになるとね。なかなか難しいということになります。ですからまたこの件についても、今日で終わりではありませんので、随時また報告をいただきながら質疑等々してできれば基本的には市場の正常化に向かっておられると思うんで、そういう方向で委員会のほうもそういう見方をしながらしていきたいと思うんです。

宮本政志委員 さっき高松委員が言われたこと、委員会としてどうか、議会としてどうかということ是非常に重要と思うんですけど、議会からの監査請求っていうことは委員長はお考えにはなられませんか。

中村博行委員長 これは皆さんとその辺は図りながらしていかないといけませんけれども、当面は執行部が地道にやっていると、段階を見ながら委員会のほうの立場もまた決めていかないといけないかもしれません。その辺はまた相談して進めていきたいと思えます。

高松秀樹委員 この後に例の差入保証金だとか売掛、買掛をやるという話だったんですが今この状況で執行部を待ちましようって言ってもなかなか先に進まないんで、宮本委員は監査請求を求めたらどうかって話ですが、私はそれ以前に委員会としてできることは次は参考人招致だというふうに考えています。つまり結論から言うところを書いてある、前代表者及び経営責任者について、参考人として呼び出すことを視野に入れるべきだと。これは本当はもうちょっと審査してから最後に言うつもりだったんですができましたらこの参考人を呼び出すことを僕はこの委員会で要求をしたいというふうに思います。

中村博行委員長 今、参考人ということも出ましたが、従来からそういった話がなかったわけではないんです。早い時期だったんですが、前代取から自分の主張もしたいという話を聞いております。それは実はそういうふ

うな思いがあれば当然アプローチがあるというふうに思っていたんですけども、結局それはなかったということで徐々にそういうふうな状況にはないのかなという状況になってきたわけですが今、参考人ということで議会在やれる範囲の審査はできるかと思えますけれども、それについてまたどういう方をどういう形でお呼びして意見陳述といったものをして、そういうことについても具体的な内容についてはまた後日、決めていければというふうに思います。今日、予定していたのが、先ほど高松委員から言われたように予定しておりましたが、むなしい結果にもなってきたそうでもありますので、当面、質疑できる範囲のものだけとどめたいと思います。まず市場の陳情の中にあるんですけど社長の件について。その辺の進捗について話せる範囲で報告を頂きたいと思えます。

河口経済部長 当初から社長交代ということは、本当に一番の課題であるということで取組を進めてきておまして、夏ぐらいにはいろんな企業の方にもお話を伺う中で対応できる方がいらっしやらないかということでしてきました。それから何人かの方にお話を伺う中で、なかなかうまくいかないという状況がございまして、遅くにはなりましたが11月の後半ぐらいから今日までについて何人かの方にその方々にこの市場を活性化させるためにはどうしたらどういうことをすればいいですかということも含めて、ビジョン的なものも含めてお話を伺ったところでございませう。その辺でこういう条件があるとか、こういうふうなことをしていかないと駄目ですよとかいうアドバイスも頂きながら、今から社長交代についてはまだ、確定で御返事をする事ができませんけれども、そういうふうな取組をしながら、できるだけ早い時期に当然、深井社長になることも緊急避難ということもありますので、緊急避難がいつまでかというも皆さん方に言われます。本当に早い時期だというふうには思っていますけれども、なかなかその辺の相手の方が一生懸命やられようという気持ちもあるんですけど、こういう条件がこうなればこうなりますよねっということがあるので、そこはクリアできるのかどうかも含めて判断を

していかないといけないと思っておりますので、いろいろなお話も伺っている中で早い時期に方向性を出していかないといけないと、考えておるところでございます。今ここまでしか申し上げることはできません。申し訳ありません。

中村博行委員長　そういうふうな動きと申しますか、そういう努力はされているということは確認をできました。ただ現社長は緊急避難的ということ早くからおっしゃって、この言葉が相当立ちますので、これについて更に努力を求めたいと思います。

高松秀樹委員　深井社長は職員として社長になっている形じゃないですか。もう退職されますよね。そのとき向こうの社長ってどういうふうにお考えなんですか。そのまま深井次長が再任用か何か分かりませんが、そのまま社長になるんですか。それともそこで終わるんですか

河口経済部長　正直言いまして、そこまでにはどうにかしたいというふうに思っているところでございます。本当に早い時期にしないといけない。ただ、暫定的にしないといけない部分もあるかもしれません。手続的なものとかいろんなものがあるかもしれませんので、それはありますけども基本的にはそういうふうな考え方を持って対応したいと思います。

高松秀樹委員　そういう形で一生懸命やられているんでそれは結構な話ですけど反面、先ほどやった検査報告書にあるように内情っていうか金銭的にはそういうふうな状況で何でもスピード感を持っていかないと、こちらは何箇月も掛かりますと。次の社長もなかなか難しいんで、今の話は見付からなかったらどうされるんですか。4月1日時点で次の社長が見付からなかったら深井次長にやってもらえるんですか。それとも違う市の職員が入るんですか。

河口経済部長　見つからないっていう前提では考えてないんですけども見付け

ていくということで、それは考えとかないといけんでしょっていうことは当然ですけども、そこは考えておりません。

高松秀樹委員 どうするか考えているでしょう。だってもうすぐですよ。今日2月ですよ。言われんなら言われんで結構です。言うことができないなら言うことができないと。

河口経済部長 ここでは済みません、発言を控えさせていただきます。

中村博行委員長 時間もありませんので、あと差入保証金、売掛金、買掛金は次回に延ばして現在の運営協議会の状況だけお話ししていただけますか。

高橋農林水産課参与 運営協議会の事務局をしておりますので報告させていただきます。運営協議会につきましては、昨年8月28日から開催をしております、都合5回の会議を重ねてきたところです。その中で協議会自体は市場の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものであると。卸売業者である小野田中央青果株式会社の経営に関することは、この協議会の範ちゅうではないということは理解されておられるところでありましたが、やはり市場の活性化について考えた場合、小野田中央青果の経営の安定が一番であるといったお話があって、5回の会議が開催されたところです。そうした中で皆さん方の意見を取りまとめた形で第1回目の意見書を集約をした形で、本年1月17日に会長が直接、市長にお会いになりまして意見書を提出したところでございます。その意見書の中身について少し触れさせていただきますと、先ほど申しましたように運営協議会については本来、会社の経営に関することを判断する会ではないとは申しましたけれども、市場の活性化のためにはそういった中で卸売業者、出荷者、売買参加者の関係者が一丸となって取り組んでそれぞれの立場で努力する必要があるという御意見、そしてまずは市場において中心的な役割を担う卸売業者の方向性であるとか、ビジョンが示されなければ、運営協議会の協議自体がもう進展していかないという

結論に達しました。そうした中で今後の市場の運営方針あるいは会社の方向性というものをしっかり出していただきたいという形で意見を取りまとめて、1月17日に意見書を提出したっていうところでございます。まとめは以上でございます。

中村博行委員長 それでは今後、市民懇談会というようなことも考えられますので、それを含めた中でまた引き続きこの案件について審査をしていきたいと思えます。最後にせつかく副市長が見えていますので、この件について何かお言葉を頂きたいというふうに思えます。

古川副市長 まずもって、いろいろ御心痛を煩わしていますことにつきまして、おわび申し上げたいと思えます。今、いろいろな委員さんから御指摘を真摯に受け止める中で部長以下が申しておりますが、中央青果だけではなく昨年の7月に文書を頂いた中で行政も中央青果の今後について真剣に考えている中の流れでございます。今、頂いた御指摘を十分胸に刻みながら、今後とも進めていく中で逐一、議会のほうには報告をさせていただきたい。また報告をさせていただくと同時にいろいろな御意見、御質問いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは本日の委員会はこれ閉じたいと思えます。お疲れ様でした。

午前11時35分 散会

令和2年2月7日

産業建設常任委員長 中村博行